

伊方3号機 運転差し止め

高裁段階で初判断

広島地裁決定を覆す

四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを求め、広島市の住民らが申し立てた仮処分（即時抗告審）で、広島高裁（野々上友之裁判長）は十三日、申し立てを却下した三月の広島地裁決定を覆し、運転を差し止める決定をした。東京電力福島第一原発事故後、原発の再稼働や運転を禁じる高裁段階の司法判断は初めて。

政府や電力会社の原発再稼働方針には再び大きな打撃となった。四国電は今後、高裁に異議申し立てする方針。伊方3号機は定期検査で停止中だが、今回の決定を覆す司法判断が出るまで運転は再開できない。

原発の耐震設計の日安となる地震の揺れ（基準地震動）に関し四国電側が算出した結果の合理性や、東京電力福島第一原発事故後に原子力規制委員会が策定した新規制基準による審査の在り方、近隣の火山噴火時の影響などが主な争点だった。



四国電力伊方原発3号機の運転差し止めが決定し、垂れ幕を掲げる住民側＝13日午後、広島高裁前で

